

京都市告示第 449 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成22年3月2日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日 平成22年3月9日（火）、10日（水）及び
11日（木）

（歴史資料館）